

## 区政の透明性向上検討委員会設置要綱

平成16年7月20日付け目企政第1150号決定

(設置)

第1条 区で行った契約事務に関する調査の結果を検証するとともに、区政の透明性を向上させるための施策を検討し、もって区政に対する区民からの信頼の回復を図ることを目的として、区政の透明性向上検討委員会(以下、「向上検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 向上検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 契約事務に関する区内部での調査結果を検証し、向上検討委員会が必要と認めるときは調査を行うこと。
- (2) 入札監視組織の設置等契約制度の改善策を検討すること。
- (3) 内部公益通報者保護制度の創設等汚職の再発防止策を検討すること。
- (4) その他区政の透明性向上のため必要な事案を検討すること。

2 向上検討委員会は、前項各号に掲げる調査及び検討が終了したときは、その結果を区長に提言するものとする。

(構成)

第3条 向上検討委員会は、識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員6人程度をもって構成する。

2 向上検討委員会には、オブザーバーとして区職員2人が出席するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として提言までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 向上検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 向上検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を向上検討委員会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 向上検討委員会は、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関する事項は、委員長が別に定める。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、委員としての活動の中で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 向上検討委員会の庶務は、企画経営部行革推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、向上検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月20日から施行する。